平成２３年（フ）第１５５４号
京都府城陽市富野北角１番地の41
債務者　神長　一生
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０９号
京都市山科区大宅古海道町57番地５　ＶＩＰ岩屋ノ里201
債務者　濱口　好美
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４５号
京都市中京区壬生西土居ノ内町20番地３　シティハウス彩401
債務者　岡嵜　　崇
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５３号
京都市東山区本町２丁目75番地３
債務者　小森阿友美
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６２号
京都市右京区太秦垂箕山町11番地２　リバティー205号室
債務者　佐野　能彦
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６８号
京都市伏見区淀本町211番地３　プリオール203
債務者　森上　正人
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６３７号
兵庫県姫路市西今宿２丁目２番13号　福田アパート３号
債務者　ハリマ薬品こと　小俣　道夫
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６６９号
兵庫県加古川市西神吉町辻303番地の１
債務者　山本　悠樹
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９６３号
広島市安芸区矢野東４丁目５番29―102号　アイエス
債務者　富川栄里奈
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３１号
広島市西区井口５丁目15番８号
債務者　藤原　　裕
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０５２号
広島市佐伯区三筋３丁目６番34号
債務者　菊地　弘美
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７３８号
福岡市東区名島４丁目５番１―306号
債務者　西村　知子（旧姓大須賀）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８７３号
福岡県春日市ちくし台５丁目19番地
債務者　脇山　　哲
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９７１号
福岡市博多区博多駅前４丁目23番６号
債務者　青木　博良
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０９１号
福岡市東区香椎６丁目38番10号
債務者　木村　朋彦
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０９２号
福岡市東区香椎６丁目38番10号
債務者　木村万里子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３０４号
福岡県春日市原町２丁目30番地５ラフォーレ春日Ⅰ・105号
債務者　花崎　啓子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部